

(議事要旨2)企業会計基準委員会の最近の活動状況について

企業会計基準委員会(ASBJ)の小賀坂委員長及び川西副委員長より、ASBJの最近の活動状況についての報告が行われた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議委員より意見が出された。

- 個別財務諸表において開示が求められる情報については、企業の置かれた状況により有用性があると考えられる情報の範囲が大きく異なると考えられる。そのため、中期運営方針の開示(注記事項)に関する方針の整理については、早期に検討を進めていただきたい。
- 中期運営方針で記載されている個別財務諸表における開示についての検討は、わが国の開示制度と関連する部分もあり、ASBJにおける検討だけではなく、外部の関係者とのコミュニケーションが必要となる部分が多いと考えられるので、その点も考慮して検討のスケジュールを考慮していただきたい。
- 「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する会計基準について、最終化される際には、特に個別財務諸表における連結財務諸表への参照に関する取扱いや個別財務諸表にのみ見積りの不確実性が存在する場合の取扱等について、誤解が生じないような文言になるよう検討していただきたい。
- リース会計基準において、サービスに関してリースの対象とする取引の範囲や延長オプションの考え方については、海運業や小売業等で特に影響が大きい論点である。資産及び負債の過小計上ののみではなく過大計上についても配慮して検討をお願いしたい。
- リース会計基準の開発については、IFRSと米国会計基準では既に新基準の適用が開始されている点を考慮すると、日本基準の開発はスピード感をもって行っていただきたい。例えばIFRS任意適用企業における個別財務諸表へのIFRS適用について検討を行うことや、今後開発されるリース会計基準について、当面の対応として連結財務諸表への先行適用を検討するなどの方法もあると考えられる。
- 「金利指標改革に起因する会計上の問題」(LIBORが廃止されることが見込まれることへの対応)について、2020年3月決算への対応として議事概要を公表するなど、財務諸表作成実務に配慮した取り組みを行っている点について評価する。
- 「連結納税制度の見直しへの対応」について、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応を定めた実務対応報告公開草案第58号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(案)」の公表については、迅速な対応がなされ評価する。
- 「財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成」については、難易度の高い論点があることは理解しているが、我が国の監査報告書の国際的な比較可能性を高める観点からテーマ提言がされたものであり、引き続き

検討をお願いしたい。

- ASBJ と香港会計士協会の共同スタッフペーパーに記載されている、取得のれんの償却の論拠について、ASBJ と香港会計士協会の意見が最も異なる点は、香港会計士協会は議論の対象としているのれんの構成要素として、個別の資産の時価簿価差額を含めて議論している点にあると考えられる。

以上